

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「六、六五〇円」を「七、九〇〇円」に、「一九、〇四〇円」を「一九、七七〇円」に、「九、二七〇円」を「九、一七〇円」に、「一〇、七九〇円」を「一〇、七三〇円」に、「七、七三〇円」を「七、七〇〇円」に、「一六、八三〇円」を「一六、八四〇円」に、「八、四八〇円」を「九、〇七〇円」に、「八、六二〇円」を「八、七三〇円」に、「二三、八三〇円」を「二五、五八〇円」に改める。